

京 都 大 学 排 出 水 ・ 廃 棄 物 管 理 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (総括者等)</p> <p>第3条 京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 環境安全保健委員会は、京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する基本的方策について調査審議し、及び必要に応じて関係各部局等との連絡調整を行う。</p> <p>3 環境安全保健機構（以下「機構」という。）は、<u>廃液の集中処理装置</u>を共同利用に供し、かつ、必要に応じて京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する指導助言を行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総括者等)</p> <p>第3条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 環境安全保健機構（以下「機構」という。）は、<u>廃液の分析装置</u>を共同利用に供し、かつ、必要に応じて京都大学において排出する排水・廃棄物の管理等に関する指導助言を行う。</p> <p>附 則（令和6年達示第73号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>